

協同組合 Masters加入のご案内

『世代と場所を超えて、個人や中小企業が持つ力を一生涯活かせる場を』

激変する世界状況、日本の経済構造の変化に対応し、ライフサイクルコストをより考慮した住環境・自然環境・安全・健康・食の基盤である農に至る技術まで、日本の社会資本の整備・維持・発展に貢献すべく、私達協同組合Mastersは国土交通省(近畿地整)の認可を受けた全国初の異業種協同組合として発足し来年で10周年を迎えます。15の事業部や支部を設立して、全国及び海外で活動しています。多くの課題に取り組み、すぐれた自慢の技術を持ち、志を同じくする組合員の熱意の基にたくさんの仲間の参画を得て年々活気ある組織と成って参りました。

しかしながら世の中に認知されるまでには課題もまだまだあります。他にない組織ということで興味を持っていただく方々も多く、大きな可能性を秘めていることは明らかです。反面、日本の既存組織に無い運用形態は、組合の内外から理解できないという指摘も度々受けます。それを解決するには情報発信を続けるとともに、実績で示すことだと考えています。実績を示せた時初めて「なぜMastersはうまくいっているのですか」と皆様に組合のことを理解しようと真剣に考えてもらえると思います。「うまくいきそうだ」から「うまくいった」に変わった時説明は要らなくなくなります。そのために今我々に必要なことは、組合が自分の足でしっかりと立ち、より一層大きく歩を始めた事業組織を整備し、利益を確保・還元する仕組みを構築し継続できる組織にすることだと私は考えています。

当組合の行動規範は、「人の道に反することはやってはならない」等、ネガティブリストに基づいています。日本企業にありがちな横並びの安定志向から脱却し、本来の中小企業が持つ『自己責任・迅速果敢・フレキシブル』な強みを大いに活かします。その上で『ブランド力・組織力・コンプライアンス重視』が補完されれば社会に広く認知されることでしょう。得意なところを出し合い、個人のキャリア及び中小企業の知恵を結集する生き活きとした「燃える親方達の集まり」で有り続けることで、これまでになかった21世紀の新たな組織・ブランドとしての協同組合Mastersを目指します。

私自身40歳でサラリーマンを卒業し、46歳でこの組合と出会い、その中で、経験豊富な各々別世界の経歴をお持ちの人生の大先輩の方々と出会いました。大先輩らが協同組合Mastersの相談役・顧問として多才な感覚を遺憾なく発揮される様子にじかに触れ、毎月の定例会議等で先人の知恵と知識あふれる激論の場を共にする事ができました。その大先輩らが経験してきた世の中をベトナム事業部長としても私は今、ベトナムの戦後復興後の高度成長期の中で実際に体験しています。定例会議での議論を活かす実践の場が、ベトナムの現場にあります。人の出逢いを通じ世代と場所を超えて生涯現役で活動できるという夢と希望を体感しているところです。まさに協同組合Mastersの存在こそが、このような場(環境)を提供できる組織であるということに対して、大きな自信と勇気を与えられ感謝しています。この実感をなんとか一人でも多くの皆様と共感したいという思いは日々大きくなるばかりです。

2014年7月1日

協同組合 **Masters**

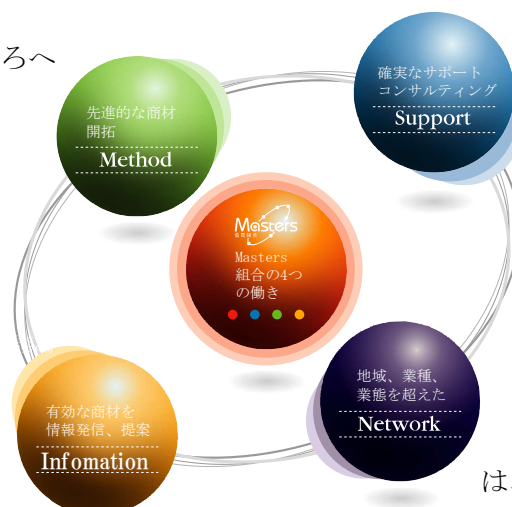
代表理事 渡辺広明

組合の機能・具体的な役割

皆様が持つ個々の技術力、情報を集約、評価させていただき、国内だけでなく全世界に向けて情報発信し、提案するコンサルティングを実施しています。

1. 組合ができることは？

- ①皆さまから頂いた面白い情報や技術を集約して、有効なところへ提案します。
- ②全国展開のための営業拠点の構築など、サポートします。
- ③組合員同士のパートナーシップ事業をリードします。
- ④中国をはじめとしたアジア圏を中心に全世界に向けての営業展開をサポートします。
- ⑤組合員同士の情報、人脈、商材を共有することにより、営業力を強化します。



は、

2. 組合をどのように活用するのか？

- ①特殊技術や地域限定の販売をしている商品を拡販したい方
まずご連絡ください。
- ②新規事業を考えておられる方は、組合の事業項目などを元にも、ご相談ください。
- ③事業規模の拡大などを検討の方は、組合に参加ください。
- ④海外（アジア圏）にむけての事業展開をお考えの方は、まずご相談下さい。
- ⑤顧客ニーズに応えるような商材・工法・人材などにお困りの場合、まずご相談下さい。

3. どのようにして組合に参加するのか？

- ①新規案件、新規事業は、窓口であるシニアマネジメントグループにご相談下さい。
- ②毎月1回、定例会議を開いています。そこでプレゼンしてみませんか。
- ③毎年7月に総会でMasters展示会を開いています。出展してみませんか。
- ④事業を一緒に始めるために組合に入会してください。

■組合会費(正会員の場合)

出資金：1口（10,000円）以上 払い戻し制度有り 配当金が出る場合、出資口数に応じて分配されます。近年は5口以上にてお願いしております。

賦課金（年会費）：120,000円／年（10,000円／月）返済無し

事業部手数料：地盤環境事業部、NET-ONE工法会加入時には事業部手数料が必要となります。

■組合加入の流れ

1. 加入申込書類提出（登記簿謄本の添付）
※メールまたはFAXにて送付下さい。
2. 理事会承認（地区及び産業分類等の確認）
3. 出資金、賦課金（年会費）（事業部手数料）の払込み となっております。
※メールまたはFAXにて送付下さい。

組合定款等諸規定は、事務局までお問い合わせ下さい。

その他、個別のお問い合わせについては事務局までご連絡下さい。

協同組合M a s t e r s T E L 06-6110-8050 F A X 06-6110-8055

<http://www.masters.coop> e-mail : info@masters.coop

組合加入時払込明細

協同組合 **Masters** 入会に当たり、下記の通り出資金、賦課金、(事業部手数料)の払込みをお願い致します。

出資金 出資口数×10,000円

・・・近年は5口以上からお願いしております。・・・

賦課金(年会費)月数 × 10,000円(加入月より翌年6月まで)
(事業部手数料) 円(一般加入は不要)

お支払い頂く合計金額は、(出資口数×10,000円) + 賦課金 +(事業部手数料) となります。

※ 振込手数料は御社負担にてお願いいたします。

振込口座 商工組合中央金庫(銀行コード:2004)
支店名 大阪支店
口座番号 普通 1063294
口座名義 協同組合 Masters (キョウクミ マスターズ)

協同組合 **Masters**

代表理事 渡辺 広明

Cooperative office: 〒550-0012 大阪市西区新町1-2-13-506

tel.06-6110-8050 fax.06-6110-8055

<http://www.masters.coop>

e_mail:info@masters.coop

組合脱退に関する注意点

協同組合 **Masters** は脱退にあたり、組合定款にて下記の通り定めております。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができます。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

※ 当組合の事業年度は、当年7月1日から翌年6月30日ですので、上記90日前までにとすることは、脱退届けを3月31日までに提出し、年度末6月30日が正式脱退日となります。

中小企業等協同組合法

(自由脱退)

第十八条 組合員は、90日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

また、脱退に伴う出資金持分の払戻しに関して組合定款にて下記の通り定めております。

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

※ 脱退時の事業年度末の決算において赤字の場合は、持分の払戻しをすることが出来ません。

中小企業等協同組合法

(脱退者の持分の払戻)

第二十条 組合員は、第十八条又は前条第一項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によって定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込を請求することができる。

※ **当組合は損失の分担請求を行っておりません。**

協同組合 Masters だからこそできる

資本の少ない個人や零細・中小企業が集まり、一つの協同組合として法人格を得ることによって生まれる最大のメリットは、省庁からの許認可を持つことにより信用が付与され、社会的地位の確保・公益的役割の一端を担うことができるようになることです。

企業の生き残り策として、規模の縮小化、合理化を進める形態が主流となっている中、私たち協同組合 Masters は、この最大のメリットを異業種間で全国展開することにより、時代にマッチした組織形態を整え、会員の皆様とともにダイナミックにチャレンジできる舞台づくりへ邁進していきたいと心から願っています。全国の地域に密着した情報に組合員の知恵を合わせ、統合・精査し共有することで、新しいビジネスのカタチを創り出しています。

協同組合 Masters とは、「熟練した職人たち」という意味を込めて名付けました。強く護りたいと願う「ヒト・モノ・コト」のある人間の「志（こころざし）」が集まると、時として爆発的な力を発揮します。そんな、一人ひとりの力を組み合わせれば「夢」は夢でなくなり、現実のものとなります。これこそが協同組合 Masters の基本理念でもあります。

日本の協同組合の原型つくった二宮尊徳

協同組合 Masters は 2016 年 3 月 27 日、満 10 歳になりました。そこで今回、基本に立ち返って「協同組合」についてひも解き、再確認しておきたいと思います。

日本の協同組合の原型をつくったのは二宮尊徳であるとの説もあります。尊徳の農業改革手法は「天保の改革」の一つとされますが、唯一の成功例ともいわれます。それは、江戸時代の農村共同体から先祖株組合を結成し「質素・儉約」を基本に、得られた「余剰」が生まれると「推議（財貨を自分のところで消費するのではなく、仲間のところへ支出）」し、経済と民衆の生活の安定を目指しました。

しかし、それは一方的に与える恩恵ではなく、必ず自らに帰ってくるものであり、「風呂桶の中の湯を手で押すと、必ず自分の方へ戻ってくる」と尊徳が説いた有名な例え話は、まさしく「協同」の思想だといわれています。

尊徳の精神に学び、改めてかみ締め、常に心に留めて置きたい、素晴らしい考え方だと思います。

FAX : 06 - 6110 - 8055

20 年 月 日

協同組合**Masters** 加入申込書(法人用)

協同組合Masters 理事会 殿

申請者 住所 : 〒 _____

会社名 :

代表者 :

Ⓜ

担当者 :

連絡先 :

メールアドレス :

@

資本金 :

従業員数 :

登記簿謄本 : **1通(コピー)必ず添付のこと**

弊社儀、この度、組合定款の記載内容を承諾にうえ加入申請致します。

出資金 : _____ 口

(※近年は 5口以上からお願いしております)